

# 介護療養型老人保健施設いずみの施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 長野県厚生農業協同組合連合会が開設する介護療養型老人保健施設いずみの  
(以下「当施設」という。)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するため  
に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護療養型老人保健施設 いずみの
- (2) 開設年月日 平成22年4月1日
- (3) 所在地 長野県上田市小泉72-1
- (4) 電話番号 0268-26-6600 FAX番号 0268-26-6615
- (5) 介護保険指定番号 介護療養型老人保健施設(2050380050号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |      |                    |        |
|------|--------------------|--------|
| (1)  | 管理者                | 1人     |
| (2)  | 医師                 | 1.2人   |
| (3)  | 薬剤師                | 1人以上   |
| (4)  | 看護職員               | 20人以上  |
| (5)  | 介護職員               | 30人以上  |
| (6)  | 支援相談員              | 1.2人以上 |
| (7)  | 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 | 1.2人以上 |
| (8)  | 栄養士又は管理栄養士         | 1人以上   |
| (9)  | 介護支援専門員            | 1.2人以上 |
| (10) | 事務員                | 1人以上   |
| (11) | 調理員                | 5人以上   |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護療養型老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的管理を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。

- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携やボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、他職種と協働しリハビリテーション実施計画書を作成し、リハビリテーションの実施及び指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、施設の管理運営、経理事務、一般事務、請求業務等に関わる業務を行なう。
- (11) 調理員は、調理に関する業務を行なう。

#### (入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、120人とする。

#### (サービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等を行う。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 利用者負担の額は介護報酬の告示上の額とします。
- (2) 利用料として、居住費・食費、日常生活品費、理美容代、その他の費用等利用料の支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」は、別途資料（重要事項説明書）のとおりにする。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、身体拘束適正化検討委員会で判断し、介護職員その他職員がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記録する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上。また、新規採用時には必ず）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（褥瘡対策等）

第 12 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 13 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- （1）施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- （2）面会は特に制限がありません。ただし、感染症まん延時等はその限りではありません。面会の際は必ず事務室及びスタッフルームに申し出てください。
- （3）消灯時間は、午後 9 時とします。
- （4）外出・外泊は、必ず管理者に届け出てください。
- （5）飲酒・喫煙は、職員に申し出てください。（定められた場所）
- （6）火気の取扱いは、禁止します。
- （7）設備・備品の利用は、職員の許可を得てください。

- (8) 所持品・備品等の持ち込みは、職員の許可を得てください。
- (9) 金銭・貴重品の管理は、自己管理とします。
- (10) 外出時等の施設外での受診は、管理者の承認を得てください。
- (11) 宗教活動は職員の許可を得てください。
- (12) ペットの持ち込みは禁止します。
- (13) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- (14) 他利用者への迷惑行為は禁止します。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務責任者を充てる。
- (2) 火元責任者には、各部門責任者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上  
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
- ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 15 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第 16 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(職員の質の確保)

第 17 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 18 条 職員の就業に関する事項は、別に定める長野県厚生農業協同組合連合会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 19 条 職員は、鹿教湯三才山リハビリテーションセンターが行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 20 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 21 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うものとします。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情

処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 3 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知、並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、長野県厚生農業協同組合連合会と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

#### 付 則

この運営規程は、平成22年4月1日より施行する。

改正施行 平成25年4月1日

改正施行 令和 2年4月1日

改正施行 令和 6年1月1日